

## 死亡届に伴う税関係手続きについて

市民部税務課

市役所での手続きについて、以下のとおりご案内します。

- ① 手続きを行う方は、**本人確認書類**（マイナンバーカードまたは運転免許証等）をお持ちください。なお、お亡くなりになった方と相続人が別世帯の場合、**続柄を証明するもの**（戸籍謄本等）が別途必要となります。
- ② 相続人以外の方が手続きされる場合、委任状が必要となります。
- ③ お亡くなりになった方が、口座振替を利用されていた場合、引き落としができなくなる場合があります。引き続き口座振替を希望される場合は、新たな名義人様ごとに口座振替依頼書の提出が必要となります。引き落としを希望される口座の通帳・通帳印をお持ちください。

※詳しくは税務課窓口でお尋ねください。

税目	内容	手続き	問い合わせ先
市県民税 (住民税)	お亡くなりになった方が <b>市県民税納税義務者</b> の場合	お亡くなりになった後に納めていただく市県民税がある場合は、相続人にお納めいただくこととなります。相続人様宛に納税通知書(変更通知書)を送付します。	市民税係 0869-22-1114
軽自動車税	お亡くなりになった方が「 <b>瀬戸内市</b> 」ナンバーの <b>原動機付自転車等</b> をお持ちの場合	廃車または所有者変更等の手続きが必要になります。 対象車両:原動機付自転車(125cc以下)・農耕作業車等	
国民健康保険税	お亡くなりになった方が <b>世帯主で国民健康保険加入者</b> の場合	新たに世帯主になられる方が国民健康保険税の納税義務者になります。新たな世帯主様宛に再計算後の納税通知書を送付します。	
固定資産税	お亡くなりになった方が <b>固定資産税納税義務者・納税代表者・納税管理人</b> の場合	相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。「納税代表者指定届」を提出してください。  ※この届は、実際の登記名義人の変更を行うものではありません。登記名義人を変更する場合は、法務局での相続手続きが必要です。	資産税係 0869-22-1181